

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

小学校2校を統合するとともに、中学校2校を設置するため、名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、次のとおり提出します。

令和6年2月9日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

記

1 改正内容

- (1) 市立夜間中学として、笹島小・中学校と同一の位置になごやか中学校を設置します。
- (2) 志段味中学校の分離新設校として、上志段味中学校を設置します。
- (3) 稲永小学校及び野跡小学校を統合し、稲永小学校の位置にあおなみ小学校を設置します。

2 なごやか中学校（市立夜間中学）の設置について

(1) 改正理由

平成28年12月に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、年齢や国籍その他の置かれている事情にかかわらず、教育の機会が確保されること等を基本理念として、全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられたことを受け、本市では市立夜間中学の新設に向けた取り組みを進めてきました。校名については一般募集を行い、いただいた候補の中から、市立小中学校の児童生徒のご意見も参考に、「なごやか中

学校」と校名案を選定したことから、市立夜間中学としてなごやか中学校を設置するものです。

(2) 施行期日

令和7年4月1日

3 上志段味中学校の設置について

(1) 改正理由

生徒数の増加により過大規模校となる見込みである志段味中学校の通学区を分離し、上志段味中学校を設置するものです。

(2) 施行期日

令和8年4月1日

4 あおなみ小学校の設置について

(1) 改正理由

稲永小学校及び野跡小学校については、ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画に基づき、統合に向けた取り組みを進めてきました。「第3回野跡小学校と稲永小学校の統合による新しい学校づくり懇談会」を経て「あおなみ小学校」と校名案を選定したことから、設置のための条例改正を行うものです。

(2) 施行期日

令和9年4月1日

5 条例案

別紙のとおり

(令和6年2月9日提出 総務部総務課)



令和6年第 号議案

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「 | 名古屋市立稲永小学校 | 名古屋市港区稲永四丁目6番35号 | | を
| 名古屋市立野跡小学校 | 名古屋市港区野跡一丁目4番11号 | | 」
「 | 名古屋市立あおなみ小学校 | 名古屋市港区稲永四丁目6番35号 | | 」に
改める。

別表中学校の表中

「 | 名古屋市立日比津中学校 | 名古屋市中村区高道町2丁目2番36号 | | 」を
「 | 名古屋市立日比津中学校 | 名古屋市中村区高道町2丁目2番36号 | | に、
| 名古屋市立なごやか中学校 | 名古屋市中村区名駅四丁目19番1号 | | 」
「 | 名古屋市立志段味中学校 | 名古屋市守山区下志段味一丁目1309番 | | を
| | 地 | | 」

名古屋市立志段味中学校	名古屋市守山区下志段味一丁目1309番地	に
名古屋市立上志段味中学校	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1764番地の1	

改める。

附 則

この条例中別表中学校の表の改正規定のうち名古屋市立なごやか中学校に係る部分は令和7年4月1日から、名古屋市立上志段味中学校に係る部分は令和8年4月1日から、別表小学校の表の改正規定は令和9年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、小学校2校を統合するとともに、中学校2校を設置する必要があるによる。